

鴻巣市告示第15号

鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月27日

鴻巣市長 並木正年

鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギーや食料品の価格等の物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業等を行う者（以下「事業者」という。）に対し、経済的な負担の軽減を図ることを目的として実施する鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金 本事業の目的を達するために、市によって贈与される支援金（以下「支援金」という。）をいう。
- (2) 障害福祉サービス事業等 別表の左欄に掲げる事業をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる事業者（以下「給付対象者」という。）は、令和7年10月1日時点において、市内で障害福祉サービス事業等を提供する事業所等であって、かつ、第5条の規定による申請時に運営しているもの（以下「給付対象事業所」という。）を有している

事業者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる事業所等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

(支援金の申請及び請求)

第5条 支援金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、その運営する給付対象事業所が該当する別表の左欄に掲げる事業所等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書兼請求書を令和8年3月13日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請及び請求において、運営する給付対象事業所が2以上あるときは、申請者は、当該給付対象事業所ごとに申請及び請求を行うものとする。

(給付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の可否を決定したときは、鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、申請者に對し、速やかに支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けたときは、支援金の給付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 5 条の規定による申請及び請求をした者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）

事業所等の区分	申請書兼請求書の名称	支援金の額
1 次のいずれかに該当する事業を行う事業所等 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 10 項の施設入所支援 (2) 障害者総合支援法第 5 条第 18 項の共同生活援助	鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（大型入所施設又はグループホーム用）（様式第 1 号）	事業所等の定員の数に 4,320 円を乗じて得た額
2 次のいずれかに該当する事業を行う事業所 (1) 障害者総合支援法第 5 条第 7 項の生活介護、同条第 12 項の自立訓練、同条第 13 項の就労選択支援、同条第 14 項の就労移行支援又は同条第 15 項の就労継続支援 (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2	鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（通所系事業所用）（様式第 1 号の 2）	1 事業所につき 74,520 円

第2項の児童発達支援又は同条第3項の放課後等デイサービス		
3 次のいずれかに該当する事業を行う事業所 ((1)に掲げる事業を行う事業所のうち、鴻巣市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和8年鴻巣市告示第14号。以下「介護事業所等要綱」という。）の給付対象事業所の算定の基礎となった事業所は除く。) (1) 障害者総合支援法 第5条第2項の居宅介護、同条第3項の重度訪問介護、同条第4項の同行援護又は同条第5項の行動援護 (2) 障害者総合支援法 第5条第19項の相談支援又は児童福祉法第6条の2の2第6項の障害児相談支援	鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（訪問系事業所又は相談系事業所用） (様式第1号の3)	1事業所につき 22,680円
4 次のいずれかに該当する事業を行う事業所 (この表の第1項から第3項までのいずれかに該当する事業を行う	鴻巣市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書（訪問系事業所又は相談系事業所用）	1事業所につき 22,680円

事業所等又は介護事業所等要綱の給付対象事業所の算定の基礎となつた事業所は除く。) (1) 鴻巣市障害児 (者)生活サポート 助成事業実施要綱 (平成10年鴻巣市 告示第102号)第 3条の登録団体 (2) 鴻巣市障害者等移 動支援助成事業実施 要項(平成18年鴻 巣市告示第251 号)第3条の登録団 体		
--	--	--

備考 同一の法人が、同一の事業所等において、障害者総合支援法第5条第7項の生活介護及び同条第10項の施設入所支援を実施している場合は、当該事業所等については、この表の第1項右欄に掲げる支援金の額のみを給付するものとする。